

6 公財福保衛第 1541 号
令和 6 年 10 月 1 日

医療機関施設長 様

公益財団法人福島県保健衛生協会
会 長 鈴 木 順 造

病理組織受託検査の検体および検査報告書の保管期間について（お知らせ）

平素より、当協会の病理組織受託検査につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、当協会における病理組織検体の保管場所となっている建物の解体が決定し、新たな保管場所の確保が困難な状況となりました。つきましては、病理組織検体の保管期間を以下の通り変更させていただきます。

誠に恐縮ではございますが、諸事情をご賢察の上、何卒ご理解とご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

■ 病理組織検査保管期間

	新	旧
病理組織ブロック	20年	永年
検査報告書	永年	永年

■ 適用開始日

2025年1月1日から

※1988年受付分から保管しております。現在、保管中の検体についても、新しい保管期間が適用されます。

■ 検体の返却について

保管期間の変更に伴い、検体の返却をご希望される場合は、下記の連絡先に 2024年12月20日までにご連絡ください。ご指定の方法に従い、検体を返却いたします。但し、検体の状態や保管状況によりご希望に沿えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

以上

（事務担当 細胞診管理センター 千葉 電話 024-546-0866）